

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	後期高齢者医療制度の収納に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

函館市は、後期高齢者医療制度の保険料の収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道函館市長

公表日

令和7年4月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度の収納に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律, 地方自治法, 地方税法, 国税徴収法, その他の法令に基づき, 保険料の収納に関する事業を行っている。 特定個人情報ファイルについては, 次の事務に使用している。 保険料の収納事務, 過誤納還付事務, 口座振替事務, 納付方法変更に関する事務, 督促事務, 催告事務, 滞納処分事務, 不納欠損事務, 北海道後期高齢者医療広域連合とのデータ連携に関する事務。
③システムの名称	国保滞納整理支援システム 後期高齢者医療システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
資格マスタファイル, 収納マスタファイル, 賦課マスタファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部国保年金課
②所属長の役職名	保険料収納担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部文書法制課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3649
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部国保年金課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3186

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない（入手） [○]接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	判断の根拠	後期高齢者医療システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、国保滞納整理支援システムにおいては、閲覧等を不可としており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
--	-------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年8月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年9月20日	I 1②事務の名称	高齢者の医療の確保に関する法律, 地方税法, 国税徴収法, その他の法令に基づき, 保険料の収納に関する事業を行っている。 特定個人情報ファイルについては, 次の事務に使用している。 保険料の収納事務, 過誤納還付事務, 口座振替事務, 納付方法変更に関する事務, 督促事務, 催告事務, 滞納処分事務, 不納欠損事務, 北海道後期高齢者医療広域連合とのデータ連携に関する事務。	高齢者の医療の確保に関する法律, 地方自治法, 地方税法, 国税徴収法, その他の法令に基づき, 保険料の収納に関する事業を行っている。 特定個人情報ファイルについては, 次の事務に使用している。 保険料の収納事務, 過誤納還付事務, 口座振替事務, 納付方法変更に関する事務, 督促事務, 催告事務, 滞納処分事務, 不納欠損事務, 北海道後期高齢者医療広域連合とのデータ連携に関する事務。	事後	
平成30年9月20日	I 1③システムの名称	後期高齢者医療システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ	国保滞納整理支援システム 後期高齢者医療システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ	事後	
平成30年9月20日	I 5②所属長の役職名	国保年金課長 横田 吉辰	国保年金課長 , 保険料収納担当課長	事後	
平成30年9月20日	Ⅱ 1 (いつ時点の計数か)	平成29年4月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	確認時期の修正による
平成30年9月20日	Ⅱ 2 (いつ時点の計数か)	平成29年4月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	確認時期の修正による
令和1年6月26日	Ⅱ 1 (いつ時点の計数か)	平成30年6月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	確認時期の修正による
令和1年6月26日	Ⅱ 2 (いつ時点の計数か)	平成30年6月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	確認時期の修正による
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	(項目なし)	「Ⅳ リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更による
令和2年6月18日	Ⅱ 1 (いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	確認時期の修正による
令和2年6月18日	Ⅱ 2 (いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	確認時期の修正による
令和3年6月18日	Ⅱ 1 (いつ時点の計数か)	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	確認時期の修正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月18日	Ⅱ 2 (いつ時点の計数か)	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	確認時期の修正による
令和4年6月17日	I 3 法令上の根拠	番号法別表第1 59の項 番号法別表第1の 主務省令で定める事務を定める命令 第46条	番号法別表第1 59の項	事後	番号法別表第1の事務に係 る主務省令の名称および条 項の記載が不要となったこと による変更
令和4年6月17日	Ⅱ 1 (いつ時点の計数か)	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	確認時期の修正による
令和4年6月17日	Ⅱ 2 (いつ時点の計数か)	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	確認時期の修正による
令和5年6月16日	Ⅱ 1 (いつ時点の計数か)	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	確認時期の修正による
令和5年6月16日	Ⅱ 2 (いつ時点の計数か)	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	確認時期の修正による
令和6年7月2日	Ⅱ 1 いくつかの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	確認時期の修正による
令和6年7月2日	Ⅱ 2 いくつかの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	確認時期の修正による
令和7年4月16日	I 3 個人番号の利用 法令上 の根拠	番号法別表第1 59の項	番号法第9条第1項別表85の項	事後	番号法の改正による
令和7年4月16日	I 5② 所属長の役職名	国保年金課長 , 保険料収納担当課長	保険料収納担当課長	事後	組織機構の見直しによる
令和7年4月16日	I 8② 連絡先	市民部国保年金課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3185	市民部国保年金課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3186	事後	組織機構の見直しによる
令和7年4月16日	I 4 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携②法令 上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法別表第2 82の項	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表117の項	事後	番号法の改正による
令和7年4月16日	I 9 規則第9条第2項の適用	(項目なし)	[]適用した	事後	様式変更による
令和7年4月16日	Ⅱ 8 人手を介在させる作業	(項目なし)	[○] 人手を介在させる作業はない	事後	様式変更による
令和7年4月16日	Ⅱ 11 最も優先度が高いと考 えられる対策	(項目なし)	「Ⅱ 11 最も優先度が高いと考えられる対策」に 記載のとおり	事後	様式変更による